

# 令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分） 新規事業提案募集要項

既存事業や熊本県地域医療構想等、関係資料一式は以下の県ホームページに掲載されています  
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/204185.html>

「県ホームページ」→「組織でさがす」→「健康福祉部」→「医療政策課」

→「令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分）新規事業の提案を募集します」

## 1 趣旨

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、病床の機能分化、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保、勤務環境の改善といった医療・介護サービスの提供体制の改革が急務となっています。

このため、医療介護総合確保促進法に基づく新たな財政支援制度として、平成26年度から、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金<sup>\*</sup>（以下「基金」という）を県に設置し、県は県計画を作成のうえ、事業を実施しています。

今回、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して令和7年度（2025年度）に実施する新規事業の提案を募集します。

なお、基金の概要は別添1「地域医療介護総合確保基金」、全体のスケジュール等は別添2「新規事業提案の流れ」を御参照ください。

※ 負担割合：国 2/3、県 1/3

## 2 熊本県地域医療構想について

熊本県では人材や施設などの医療資源が限られた中であっても、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できる体制を構築するため、平成29年（2017年）3月末に、「熊本県地域医療構想」（以下「構想」という。）を策定しました。

基金は構想の達成推進のための財源と位置付けられていることから、新規事業を提案される際は、構想を熟読し、構想と提案事業との関係を明確にしてください。

## 3 対象事業

募集対象となる事業は、次の事業区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳ、Ⅵ及び別添3「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例（以下「標準事業例」という。）」に該当する事業です。

なお、国は事業区分Ⅰに重点的に配分する方針としており、県としても構想推進のため、特に事業区分Ⅰに係る提案について、優先的に事業化を検討します。

#### 【事業区分】

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

## 4 事業化に当たってのチェックポイント

提案事業の事業化の判断は、以下のチェックポイントに沿って行います。

### (1) 対象事業

- 事業区分及び標準事業例に該当する事業であること

### (2) 構想との関係

- 構想本文中に提案事業に関連する記述があること
- 構想推進に当たっての地域の課題及び当該課題に対する提案事業の必要性が整理されていること

### (3) 指標の数値化

- 事業の実施内容及び成果目標が数値化されており、成果目標については現状値及び将来の目標値が明確になっていること
- 事業実施から成果に繋がるプロセスが整理されていること

### (4) 新規性

- 既存事業で実施可能な事業でないこと
- 成果目標が既存事業の成果目標と同一でないこと  
※提案事業の成果目標が既存事業と同一である場合は、既存事業を活用した事業実施を検討します。
- 類似した既存事業が存在しないこと  
※新規事業の内容が既存事業に類似する場合は、既存事業の推進を優先します。  
(例：地域独自のICTシステム整備は、既存事業の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業（くまもとメディカルネットワーク）で全県的なネットワーク整備を実施中であることから、採用しません。)

### (5) 事業費

- 診療報酬や補助金等、他の財源で措置されていないこと
- 既存の事業で、単に事業者の負担を基金に振り替えるものではないこと
- 特定の事業者の資産形成につながる施設・設備整備事業については、事業者負担が設定されていること

### (6) 事前協議

- 県担当課との事前協議を行っていること

## 5 事業提案の提出方法

- (1) 事業提案は別添5「令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分）新規事業個票」（以下「事業個票」という。）及び別添6「令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分）新規事業提案に係るチェックポイント」を1提案につき1部を提出してください。なお、提出に当たっては、チェックポイントを具備した事業個票が提出可能か、該当する標準事業例の担当課と事前協議を行ってください（事前協議期間5月13日～6月28日）。なお、事前協議を行った団体のみ7月16日～7月26日の期間に提案を受け付けることとします。

※担当課は「標準事業例」に記載されています。

- (2) 事業個票作成に当たっては、別添7「令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分）新規事業個票記入要領」及び別添8「令和7年度（2025年度）地域医療介護総合確保基金（医療分）事業個票（記入例）」を熟読のうえ、作成してください。
- (3) 個別の医療機関や個人の方が提案する場合は、所属する団体（各郡市医師会等）を経由のうえ、提出してください。
- (4) 電子メールにより、令和6年（2024年）7月26日（金）必着で以下の担当宛て提出してください。

提出先 熊本県健康福祉部健康局医療政策課 担当：飯野 電話：096-333-2205 FAX：096-385-1754 E-mail：iino-t@pref.kumamoto.lg.jp
--

## 6 事業個票及び提案事業の取扱い

- (1) 事業個票は、内容の詳細を県の事業担当課にて確認します（必要に応じて提案者に対するヒアリングを実施しますので、御協力をお願いします）。
- (2) 提案内容は、今後開催を予定している「熊本県地域医療構想調整会議」等、公開の会議での資料とさせていただきます。
- (3) 御提案いただいた事業が事業化されたとしても、具体的な実施事業の採択及び補助金等の交付決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 県予算で事業化された場合であっても、国からの配分額の減額等により実施できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(以上)